

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
 発行 宇治市  
 政策経営部  
 行政経営課  
 電話 22-3141番  
 印刷 宇治市檜島町吹前123-4  
 (南山城複写センター)

## 目次

### 規 則

- 規則第1号 宇治市ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則……………(文化自治振興課) …2

### 告 示

- 告示第5号 指定管理者の指定……………(文化自治振興課) …2
- 告示第6号 指定管理者の指定……………(文化自治振興課) …3
- 告示第7号 指定管理者の指定……………(文化自治振興課) …3
- 告示第8号 指定管理者の指定……………(文化自治振興課) …3
- 告示第9号 指定管理者の指定……………(観光振興課) …3
- 告示第10号 指定管理者の指定……………(観光振興課) …3
- 告示第11号 指定管理者の指定……………(産業振興課) …3
- 告示第12号 指定管理者の指定……………(環境企画課) …3
- 告示第13号 指定管理者の指定……………(環境企画課) …3
- 告示第14号 指定管理者の指定……………(地域福祉課) …4
- 告示第15号 指定管理者の指定……………(健康生きがい課) …4
- 告示第16号 指定管理者の指定……………(健康生きがい課) …4
- 告示第17号 指定管理者の指定……………(健康生きがい課) …4
- 告示第18号 指定管理者の指定……………(健康生きがい課) …4
- 告示第19号 指定管理者の指定……………(健康生きがい課) …4
- 告示第20号 指定管理者の指定……………(健康生きがい課) …4
- 告示第21号 指定管理者の指定……………(交通政策課) …4
- 告示第22号 指定管理者の指定……………(交通政策課) …4
- 告示第23号 指定管理者の指定……………(交通政策課) …5

### 公 告

- 公告第1号 物品（給食食器類等）の売払いに係る一般競争入札……………(ごみ減量推進課) …5

### 教 育 委 員 会

- 告示第1号 教育委員会の招集……………6

### 公 平 委 員 会

- 規則第1号 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則……………6

規 則

宇治市ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和2年1月24日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第1号

宇治市ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則 宇治市ふれあいセンター条例施行規則（昭和62年宇治市規則第49号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宇治市菟道ふれあいセンター条例施行規則

第1条中「、宇治市ふれあいセンター条例」を「、宇治市菟道ふれあいセンター条例」に改める。

第2条第1項本文中「宇治市ふれあいセンター」を「宇治市菟道ふれあいセンター」に改め、同条第2項第1号中「あたる」を「当たる」に改める。

第3条第1項中「第5条第1項」を「第5条」に、「基づき」を「より」に、「、宇治市ふれあいセンター使用許可申請書」を「、宇治市菟道ふれあいセンター使用許可申請書」に、「を市長に提出しなければ」を「により市長に申請しなければ」に改め、同条第2項本文中「申請は、当該施設」を「規定による申請は、施設」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、宇治市菟道ふれあいセンター使用許可書（別記様式第2号）を当該申請をした者に交付するものとする。

第4条第2項中「、当該施設」を「、施設」に改める。

第5条中「、宇治市ふれあいセンター使用取消・変更申請書」を「、宇治市菟道ふれあいセンター使用取消・変更申請書」に、「を速やかに市長に提出しなければ」を「により速やかに市長に申請しなければ」に改める。

別記様式第1号中「宇治市 ふれあいセンター使用許可申請書」を「宇治市菟道ふれあいセンター使用許可申請書」に、

「 使用時間 」を「 使用日時 」に、

Table with 4 columns: Activity (多目的活動室), Date/Time (年月日(曜日) 時分から時分まで), Equipment (卓球台 ピアノ), and Set (セット). Rows include '多目的活動室' and '子供と老人の広場'.

を

Table with 4 columns: Activity (子供と老人の広場), Date/Time (年月日(曜日) 時分から時分まで), Equipment (卓球台 ピアノ), and Set (セット).

に、「 子供図書コーナー 」を「 こども図書コーナー 」に、「上記のとおり使用

Table with 2 columns: '子供図書コーナー' and 'こども図書コーナー'.

したいので」を「宇治市菟道ふれあいセンター条例第5条の規定により宇治市菟道ふれあいセンターを使用したいので、上記のとおり」に、「 様 」を「宛て」に改める。

別記様式第2号中「宇治市 ふれあいセンター使用許可書」を「宇治市菟道ふれあいセンター使用許可書」に、

「 使用時期 」を「 使用日時 」に、

Table with 4 columns: Activity (多目的活動室), Date/Time (年月日(曜日) 時分から時分まで), Equipment (卓球台 ピアノ), and Set (セット). Rows include '多目的活動室' and '子供と老人の広場'.

を

Table with 4 columns: Activity (子供と老人の広場), Date/Time (年月日(曜日) 時分から時分まで), Equipment (卓球台 ピアノ), and Set (セット).

に、「 子供図書コーナー 」を「 こども図書コーナー 」に、「上記のとおり」を

Table with 2 columns: '子供図書コーナー' and 'こども図書コーナー'.

「宇治市菟道ふれあいセンター条例第5条の規定により、上記のとおり使用を」に改める。

別記様式第3号中「宇治市 ふれあいセンター使用取消・変更申請書」を「宇治市菟道ふれあいセンター使用取消・変更申請書」に、「～ 時 分」を「から 時 分まで」に、「使用日の取消し・変更」を「使用の取消し・使用日時の変更」に、「 様 」を「宛て」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、宇治市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例（令和元年宇治市条例第16号）附則ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の宇治市ふれあいセンター条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により提出され、又は交付されているこの規則の施行の日以後におけるふれあいセンターの使用に係る様式書類は、改正後の宇治市菟道ふれあいセンター条例施行規則の規定により申請され、又は交付されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

告 示

宇治市告示第5号

指定管理者の指定について

宇治市西小倉コミュニティセンターの指定管理者に、宇治市指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年宇治市条例第19号）第6条第1項の規定により、次のものを指定したので、同条第3項の規定により告示します。

令和2年1月24日

宇治市長 山本 正

所在地 宇治市小倉町南堀池107番地の1

名称 西小倉地区コミュニティ推進協議会

代表者 会長 長谷川 雅也

指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

**宇治市告示第6号**

指定管理者の指定について

宇治市東宇治コミュニティセンターの指定管理者に、宇治市指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年宇治市条例第19号）第6条第1項の規定により、次のものを指定したので、同条第3項の規定により告示します。

令和2年1月24日

宇治市長 山本 正

所在地 宇治市五ヶ庄三番割36番地の5  
 名称 東宇治地区コミュニティ推進協議会  
 代表者 会長 太田 敏子  
 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

**宇治市告示第7号**

指定管理者の指定について

宇治市南宇治コミュニティセンターの指定管理者に、宇治市指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年宇治市条例第19号）第6条第1項の規定により、次のものを指定したので、同条第3項の規定により告示します。

令和2年1月24日

宇治市長 山本 正

所在地 宇治市大久保町上ノ山42番地の3  
 名称 南宇治地区コミュニティ推進協議会  
 代表者 会長 池谷 宏  
 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

**宇治市告示第8号**

指定管理者の指定について

宇治市横島コミュニティセンターの指定管理者に、宇治市指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年宇治市条例第19号）第6条第1項の規定により、次のものを指定したので、同条第3項の規定により告示します。

令和2年1月24日

宇治市長 山本 正

所在地 宇治市横島町大川原27番地の5  
 名称 横島地区コミュニティ推進協議会  
 代表者 会長 長澤 正樹  
 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

**宇治市告示第9号**

指定管理者の指定について

宇治市観光センターの指定管理者に、宇治市指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年宇治市条例第19号）第6条第1項の規定により、次の者を指定したので、同条第3項の規定により告示します。

令和2年1月24日

宇治市長 山本 正

所在地 宇治市宇治塔川2番地  
 名称 公益社団法人 宇治市観光協会  
 代表者 会長 中村 藤吉  
 指定の期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

**宇治市告示第10号**

指定管理者の指定について

宇治市市営茶室の指定管理者に、宇治市指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年宇治市条例第19号）第6条第1項の規定により、次の者を指定したので、同条第3項の規定により告示します。

令和2年1月24日

宇治市長 山本 正

所在地 宇治市宇治塔川2番地  
 名称 公益社団法人 宇治市観光協会  
 代表者 会長 中村 藤吉  
 指定の期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

**宇治市告示第11号**

指定管理者の指定について

宇治市産業会館の指定管理者に、宇治市指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年宇治市条例第19号）第6条第1項の規定により、次の者を指定したので、同条第3項の規定により告示します。

令和2年1月24日

宇治市長 山本 正

所在地 宇治市宇治琵琶45番地の13  
 名称 宇治商工会議所  
 代表者 会頭 山仲 修矢  
 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

**宇治市告示第12号**

指定管理者の指定について

宇治市天ヶ瀬墓地公園の指定管理者に、宇治市指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年宇治市条例第19号）第6条第1項の規定により、次のものを指定したので、同条第3項の規定により告示します。

令和2年1月24日

宇治市長 山本 正

共同事業体名 日本管財・五輪グループ  
 構成団体  
 所在地 兵庫県西宮市六湛寺町9番16号  
 名称 日本管財株式会社  
 代表者 代表取締役社長 福田 慎太郎  
 所在地 富山県富山市奥田新町12番3号  
 名称 株式会社五輪  
 代表者 代表取締役 宮本 幸司朗  
 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

**宇治市告示第13号**

指定管理者の指定について

宇治市畜場の指定管理者に、宇治市指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年宇治市条例第19号）第6条第1項の規定により、次のものを指定したので、同条第3項の規定により告示します。

令和2年1月24日

宇治市長 山本 正

共同事業体名 日本管財・五輪グループ  
 構成団体  
 所在地 兵庫県西宮市六湛寺町9番16号  
 名称 日本管財株式会社  
 代表者 代表取締役社長 福田 慎太郎  
 所在地 富山県富山市奥田新町12番3号  
 名称 株式会社五輪  
 代表者 代表取締役 宮本 幸司朗  
 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

**宇治市告示第14号**

指定管理者の指定について

宇治市総合福祉会館の指定管理者に、宇治市指定管理者の指定の  
手続等に関する条例（平成17年宇治市条例第19号）第6条第1  
項の規定により、次の者を指定したので、同条第3項の規定により  
告示します。

令和2年1月24日

宇治市長 山本 正

所在地 宇治市宇治琵琶45番地

名 称 社会福祉法人 宇治市社会福祉協議会

代表者 会長 奥西 隆三

指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

**宇治市告示第15号**

指定管理者の指定について

宇治市西小倉地域福祉センターの指定管理者に、宇治市指定管理  
者の指定の手続等に関する条例（平成17年宇治市条例第19号）  
第6条第1項の規定により、次の者を指定したので、同条第3項の  
規定により告示します。

令和2年1月24日

宇治市長 山本 正

所在地 宇治市宇治琵琶1番地の3

名 称 一般財団法人 宇治市福祉サービス公社

代表者 理事長 塚原 理俊

指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

**宇治市告示第16号**

指定管理者の指定について

宇治市東宇治地域福祉センターの指定管理者に、宇治市指定管理  
者の指定の手続等に関する条例（平成17年宇治市条例第19号）  
第6条第1項の規定により、次の者を指定したので、同条第3項の  
規定により告示します。

令和2年1月24日

宇治市長 山本 正

所在地 宇治市宇治琵琶1番地の3

名 称 一般財団法人 宇治市福祉サービス公社

代表者 理事長 塚原 理俊

指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

**宇治市告示第17号**

指定管理者の指定について

宇治市広野地域福祉センターの指定管理者に、宇治市指定管理  
者の指定の手続等に関する条例（平成17年宇治市条例第19号）第  
6条第1項の規定により、次の者を指定したので、同条第3項の規  
定により告示します。

令和2年1月24日

宇治市長 山本 正

所在地 宇治市宇治琵琶1番地の3

名 称 一般財団法人 宇治市福祉サービス公社

代表者 理事長 塚原 理俊

指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

**宇治市告示第18号**

指定管理者の指定について

宇治市横島地域福祉センターの指定管理者に、宇治市指定管理  
者の指定の手続等に関する条例（平成17年宇治市条例第19号）第  
6条第1項の規定により、次の者を指定したので、同条第3項の規

定により告示します。

令和2年1月24日

宇治市長 山本 正

所在地 宇治市横島町石橋13番地の6

名 称 社会福祉法人 山城福祉会

代表者 理事長 宮本 隆司

指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

**宇治市告示第19号**

指定管理者の指定について

宇治市小倉デイホームの指定管理者に、宇治市指定管理者の指定  
の手続等に関する条例（平成17年宇治市条例第19号）第6条第  
1項の規定により、次の者を指定したので、同条第3項の規定によ  
り告示します。

令和2年1月24日

宇治市長 山本 正

所在地 宇治市白川鍋倉山22番地の10

名 称 社会福祉法人 宇治明星園

代表者 理事長 中島 研

指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

**宇治市告示第20号**

指定管理者の指定について

宇治市平盛デイホームの指定管理者に、宇治市指定管理者の指定  
の手続等に関する条例（平成17年宇治市条例第19号）第6条第  
1項の規定により、次の者を指定したので、同条第3項の規定によ  
り告示します。

令和2年1月24日

宇治市長 山本 正

所在地 宇治市白川東山15番地

名 称 社会福祉法人 不動園

代表者 理事長 太田 勲

指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

**宇治市告示第21号**

指定管理者の指定について

J R宇治駅南自転車等駐車場、J R木幡駅前自転車等駐車場、J  
R黄檗駅前自転車等駐車場、J R六地藏駅前自転車等駐車場、J R  
六地藏駅前第2自転車等駐車場、J R黄檗駅前第2自転車等駐車場  
、J R宇治駅北自転車等駐車場、J R小倉駅北自転車等駐車場及び  
J R小倉駅南自転車等駐車場の指定管理者に、宇治市指定管理者の  
指定の手続等に関する条例（平成17年宇治市条例第19号）第6  
条第1項の規定により、次の者を指定したので、同条第3項の規定  
により告示します。

令和2年1月24日

宇治市長 山本 正

所在地 宇治市宇治東内36番地の5

名 称 公益社団法人 宇治市シルバー人材センター

代表者 理事長 山本 哲治

指定の期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

**宇治市告示第22号**

指定管理者の指定について

京阪三室戸駅前自転車等駐車場、近鉄小倉駅西第1自転車等駐車  
場、近鉄小倉駅西第2自転車等駐車場、J R新田駅前自転車等駐車  
場、京阪木幡駅前自転車等駐車場及び近鉄小倉駅東自転車等駐車場  
の指定管理者に、宇治市指定管理者の指定の手続等に関する条例（

平成17年宇治市条例第19号）第6条第1項の規定により、次の者を指定したので、同条第3項の規定により告示します。

令和2年1月24日

宇治市長 山本 正

所在地 宇治市榎島町外1番地の21

名称 一般社団法人 宇治高齢者事業団

代表者 代表理事 梅原 孝

指定の期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

**宇治市告示第23号**

指定管理者の指定について

近鉄伊勢田駅前第1自転車等駐車場の指定管理者に、宇治市指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年宇治市条例第19号）第6条第1項の規定により、次の者を指定したので、同条第3項の規定により告示します。

令和2年1月24日

宇治市長 山本 正

所在地 宇治市伊勢田町中山48番地の7

名称 榎田商事株式会社

代表者 代表取締役 榎田 志乃

指定の期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで



**宇治市公告第1号**

物品（給食食器類等）の売払いに係る一般競争入札について  
物品（給食食器類等）の売払いについて、電子入札による一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和2年1月15日

宇治市長 山本 正

**1 入札により売り払う物品**

高強化磁器給食食器（中古品）

- φ133mm×H54mm 500枚 赤花柄模様
- φ126mm×H52mm 500枚 青花柄模様
- φ129mm×H54mm 300枚 赤黄緑玉模様
- φ129mm×H54mm 200枚 青玉模様

アルマイト給食食器（未使用品）

- φ135mm×H45mm 200枚

調味缶ペーパー容器（未使用品）

- φ72mm×H140mm 15個

※ 給食食器類等は現状引渡しにつき、引渡し後の不調、損傷等についての補償は一切行わない。

※ φは最大直径とし、Hは高さとする。

**2 入札方法**

- (1) 本公告に係る物品の売払いは、ヤフー・官公庁オークションシステム（以下「官公庁オークション」という。）を利用して行う。
- (2) 官公庁オークションは、以下のサイトにアクセスして利用する。入札に参加しようとする者は、ヤフー株式会社が定める利用規約、操作手引書等（以下「利用規約等」という。）を熟読しておくこと。

URL [http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/k\\_kyo\\_uji\\_city](http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/k_kyo_uji_city)

**3 入札に参加する者に必要な資格**

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の

4の規定に該当していないこと。

- (2) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する觀察処分を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員となっている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (5) 宇治市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）及び利用規約等の内容を承諾し、及び遵守することができること。
- (6) その他ガイドラインに定めるところによる。

**4 入札の参加申込**

入札に参加しようとする者は、官公庁オークションにより参加申込み等の手続を行うこと。

**5 物品の確認**

物品の確認を希望する者は、あらかじめ(1)の確認日の前日（午前9時から午後5時まで。土曜日及び日曜日を除く。）までに(3)の担当課へ電話にて予約すること。

(1) 確認日

令和2年1月31日（金） 午後2時から午後3時まで

(2) 場所

京都府宇治市五ヶ庄西川原30番地先 古紙倉庫

(3) 担当課

宇治市人権環境部ごみ減量推進課  
電話番号 0774-20-8692

(4) その他

試用はできない。

**6 入札保証金**

(1) 入札保証金の納付は、クレジットカードによる納付のみとする。官公庁オークションにより参加仮申込みを行い、入札保証金を所定の手続に従って、クレジットカードにより納付すること。

(2) 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当する。

(3) 落札者が、1(2)の契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は本市に帰属する。

**7 予定価格**

4,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

**8 入札期間等**

(1) 入札期間

令和2年2月19日（水） 午後1時から  
令和2年2月26日（水） 午後1時まで

(2) 開札日時

令和2年2月26日（水） 午後1時

(3) 場所

官公庁オークション上

**9 入札の無効**

本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。

**10 落札者の決定**

入札期間終了後、開札を行い、官公庁オークション上の入札に

において、その価格が予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札をした者（その者が2以上あるときは、くじ（官公庁オークション上の自動抽選）により決定した者）を落札者として決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のヤフー・ジャパンIDを落札者の氏名とみなす。

1 1 契約

(1) 契約保証金

入札保証金から充当した契約保証金は、売払代金に充当する。

(2) 契約締結期限

令和2年3月10日（火）午後5時とする。

なお、落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合は、売払いの決定を取り消すものとする。

(3) 契約締結の方法

契約書（2通）を送付するので、必要事項を記入し、押印の上、必要書類（本市が電子メール等で送付する契約締結に係る文書において指示する書類をいう。）を添えて(2)の契約締結期限までに直接持参し、又は郵送（特定記録郵便及び書留郵便に限る。）により提出すること（必着）。

1 2 売払代金の納付

(1) 納付期限

令和2年3月11日（水） 午後2時30分

(2) 納付方法

売払代金の残額（契約保証金を差し引いた金額をいう。以下同じ。）は、本市が指定する口座に一括で振り込むこと。

(3) その他の費用

契約費用（売払代金の残額の振込に係る費用等）、運搬費用、公租公課その他本契約の締結及び履行に係る一切の費用は、落札者の負担とする。

1 3 所有権の移転

売払物品の所有権は、落札者が売払代金を完納した時に移転する。

1 4 その他

(1) 市長は、売払物品について瑕疵担保責任を負わない。

(2) 売払物品は、経年による劣化及び使用による損傷等が複数箇所存在することを十分理解した上で入札すること。

(3) 1から13までに定めるもののほか、宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）及びガイドラインに定めるところによる。ガイドラインは、本市ホームページ及び官公庁オークションから閲覧することができる。

なお、1から13までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市人権環境部ごみ減量推進課  
郵便番号 611-8501  
所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地  
電話番号 0774-20-8692

(揭示済)

教 育 委 員 会

宇治市教育委員会告示第1号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和2年1月15日

宇治市教育委員会  
教育長 岸本 文子

開会日時 令和2年1月16日 午後5時30分

開会場所 宇治市役所602会議室

- 付議事項 1 会議録署名委員の指名について  
2 会期について  
3 報告  
4 専決事項の報告について

(揭示済)

公 平 委 員 会

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和2年1月15日

宇治市公平委員会  
委員長 後藤 美穂

宇治市公平委員会規則第1号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和26年宇治市公平委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7条」を「第6条の2」に、「審査及び再審の費用」を「審査費用」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 請求者 処分を受けてその処分について審査請求をする者をいう。
- (2) 処分者 処分を行った者をいう。ただし、処分者が当該処分を行った後においてその職を離れた場合には、その職又はこれに相当する職にある者を処分者とみなす。
- (3) 当事者 請求者及び処分者をいう。

第3条第2項中「円滑迅速な」を「円滑かつ迅速な」に改め、同条第3項中「、または」を「、又は」に改める。

第5条第2項各号列記以外の部分中「、審査請求人」を「、請求者」に改め、同項第1号及び第2号中「処分を受けた者」を「請求者」に改め、同項第3号中「処分を行った者」を「処分者」に改め、同項第8号中「。ただし、処分説明書」を「。（処分説明書）に、「経緯」を「経緯）」に改め、同条第3項本文中「ともに」を「共に」に改め、同条第4項中「、審査請求人」を「、請求者」に、「その旨」を「、その旨」に改める。

第6条第1項中「審査請求書」を「公平委員会は、審査請求書」に改め、「、公平委員会は」を削り、「、審査請求人」を「、請求者」に改め、同条第2項本文中「前項」を「公平委員会は、前項」に改め、「、公平委員会は」を削り、「、審査請求人」を「、請求者」に改め、同項ただし書中「事案」を「、事案」に改め、同条第3項中「審査請求人」を「請求者」に改め、同条第5項中「審査請求人」を「請求者」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 審査請求書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で提出された場合における審査請求の期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

第3章中第7条の前に次の1条を加える。

（審理の計画的進行）

第6条の2 当事者及び代理人並びに公平委員会は、円滑かつ迅速で公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理の計画的な進行を図らなければならない。

第7条第1項中「同一」を「一、同一」に、「一、併合して」を「一、これを併合して」に改める。

第7条の2第1項中「審査請求人」を「請求者（以下「併合に係る請求者」という。）」に、「1人」を「1名」に改め、同条第2項中「審査請求人」を「併合に係る請求者」に改め、同条第3項本文及び第4項中「審査請求人」を「併合に係る請求者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（手続の承継）

第7条の3 請求者が死亡したときは、相続人は、請求者の地位を承継する。

2 請求者の地位を承継した相続人は、書面でその旨を公平委員会に届け出なければならない。この場合において、届出書には、相続を証明する書面を添付しなければならない。

3 第1項の場合において、前項の規定による届出がされるまでの間に請求者に宛ててされた通知その他の行為が相続人に到達したときは、当該通知その他の行為は、相続人に対する通知その他の行為としての効力を有する。

4 第1項の場合において、相続人が2名以上あるときは、そのうちの1名に対する通知その他の行為は、全員に対してされたものとみなす。

5 第1項に規定する場合において、相続人が公平委員会に対し請求者の地位を承継しない旨を申し出たときは、同項の規定にかかわらず、請求者の地位を承継しない。

第8条第1項中「審査請求人」を「請求者」に、「及び」を「正副各1通及び」に改め、同条第2項中「審査請求人」を「請求者」に、「写し」を「副本」に、「反論書」を「反論書正副各1通」に改め、同条第3項中「写し」を「副本」に改め、同条第5項中「公平委員会」を「公平委員会」に改め、同条第8項に次の1号を加える。

(4) 正当な理由がなくて出席しない場合の法律上の制裁

第8条第9項中「行わせなければ」を「行わせ、正当な理由がなく質問に応じない場合及び虚偽の陳述をした場合の法律上の制裁を告げなければ」に改め、同条中第13項を第15項とし、同条第12項各号列記以外の部分中「書面で」を「書面でこれを」に改め、同項を同条第14項とし、同条中第11項を第13項とし、第10項を第12項とし、第9項の次に次の2項を加える。

10 宣誓は、証人が宣誓書を朗読し、かつ、これに署名押印して行うものとする。

11 宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨が記載されていなければならない。

第9条第1項中「行なう」を「行う」に、「つど」を「都度」に、「場所」を「場所を指定し、かつ、これら」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、口頭審理において次回の日時及び場所を指定し、告知した場合は、この限りでない。

第9条第8項中「第10項まで、第12項及び第13項」を「第12項まで、第14項及び第15項」に改め、同項を同条第14項とし、同条中第7項を第13項とし、同条第6項中「ともに」を「共に」に、「または」を「又は」に改め、同項を同条第10項とし、同項の次に次の2項を加える。

11 公平委員会は、請求者が口頭審理の公開を請求した場合においても、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める

ときは、理由を告げた上で、口頭審理を公開しないことができる。

12 公平委員会は、法第34条第1項に規定する職務上知ることのできた秘密について陳述することを求めるときは、理由を告げた上で、当事者、代理人又は傍聴人を退席させることができる。

第9条第5項中「その指揮に従わない者の発言を禁止し、または」を「発言がその事案に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合にはこれを制限し、又は」に、「とる」を「執る」に改め、同項を同条第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 公平委員会は、事案の性質、証人の心身の状態、証人と当事者又は代理人との関係その他の事情により、証人が当事者、代理人又は傍聴人の面前で陳述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、当事者、代理人又は傍聴人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を執ることができる。この場合においては、当事者及び証人の意見を聴くものとする。

第9条第4項中「または」を「又は」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項前段中「提出した」を「提出した」に、「または」を「又は」に、「口頭審理」を「口頭審理」に改め、同項後段中「が前項の期限までに、答弁書または」を「が同項の期限までに、答弁書又は反論書を提出しなかつたときも同様とする。ただし、答弁書又は」に、「または前項の期限までに答弁書または」を「又は当該期限までに答弁書又は」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第2項を第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 当事者の一方及びその代理人が、やむを得ない理由により、共に指定された日時に口頭審理に出席することができないときは、その日時の変更を申し立てることができる。

3 前項の規定による申立ては、口頭審理の期日の7日前の日までに到達するように、その理由を記載した書面を公平委員会に提出してしなければならない。

4 公平委員会は、第1項の規定による申立てが正当な理由に基づくものであると認めるときは、新たな日時を指定し、かつ、当事者にこれを通知しなければならない。

第9条の2第1項中「または」を「又は」に、「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「準備手続き」を「準備手続」に、「次」を「次の各号」に改め、同条第3項前段中「準備手続き」を「準備手続」に、「つど準備手続調査」を「都度、準備手続調査」に改め、同項後段中「第8条第13項後段」を「第8条第15項後段」に改める。

第9条の3第1項中「または」を「又は」に、「よつて行なう」を「より行う」に改め、同条第2項中「よつてする」を「より行う」に改め、同条第3項前段中「送付は」を「文書の送付は」に、「または」を「又は」に、「宇治市公報に掲載してする」を「宇治市公告式条例（昭和26年宇治市条例第1号）第2条第2項の規定の例により登載し、又は掲示して行う」に改め、同項中段を削り、同項後段中「掲載された」を「公示した」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（審理の終了）

第9条の4 公平委員会は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理を終了するものとする。

2 前項に定めるもののほか、公平委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理を終了することができる。

(1) 請求者から第8条第2項又は第9条第5項の反論書がこれらの規定の相当の期間内に提出されない場合において、公平委員会が更に一定の期間を定めてこれらの書面の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に提出されなかつたとき。

(2) 請求者及びその代理人が共に口頭審理の期日に正当な理由がなくて出席しないとき。

3 公平委員会は、前2項の規定により審理を終了したときは、速やかに、当事者にその旨を通知するものとする。

（当事者による提出書類等の閲覧等）

第9条の5 当事者は、前条第1項又は第2項の規定により審理が終了するまでの間、次の各号に掲げる提出書類等（以下この項及び次項において「提出書類等」という。）の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）にあつては、記録された事項を公平委員会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該提出書類等の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を書面により求めることができる。ただし、公平委員会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、秘密を保持する必要があると認めるとき、その他正当な理由があるときは、当該閲覧又は交付を拒むことができる。

(1) 第8条第1項又は第7項（第9条第14項において準用する場合を含む。）の証拠

(2) 第8条第12項（第9条第14項において準用する場合を含む。）の口述書

(3) 第8条第14項（第9条第14項において準用する場合を含む。）の書証

(4) 第8条第15項（第9条第14項において準用する場合を含む。）の審理調書

2 公平委員会は、前項に規定する閲覧又は交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人等の意見を聴かなければならない。ただし、公平委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 公平委員会は、第1項に規定する閲覧又は交付について、日時及び場所を指定することができる。

第10条第1項中「審査請求人」を「請求者」に改め、同条に次の1項を加える。

4 公平委員会は、受理した審査請求が取り下げられたときは、処分者にその旨通知するものとする。

第11条中「審査請求人」を「請求者」に改める。

第13条中「審査請求人」を「請求者」に改める。

第15条第2項後段を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第6条第4項の規定は、再審の請求について準用する。

第15条に次の1項を加える。

4 公平委員会は、再審の請求を却下すべきものと決定したときは、その旨を再審を請求した者に通知しなければならない。

「第6章 審査及び再審の費用」を「第6章 審査費用」に改める。

第19条の見出しを削り、同条第1項各号列記以外の部分中「及び再審」を「（再審の場合における審査を含む。）」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 公平委員会が職権で喚問した証人の旅費

第19条第1項第2号中「行なつた証拠調べ」を「行つた証拠調べ」に改め、同条第2項中「の費用弁償額は、委員長」を「に掲げる費用に係る弁償額は、公平委員会の委員長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 不利益処分についての審査請求に関する規則第1条に規定する処分についての審査請求であつてこの規則の施行前にされた当該

処分に係るものについては、なお従前の例による。

（揭示済）